

■大洲池公園指定管理者募集にかかる質問と回答（令和6年8月21日）

質問No.	資料名	ページ	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	3	④文書管理	『指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定管理期間を過ぎた後も同様とします。』とありますが、これは例えば、令和7年度に作成・取得した文書等は令和12年度まで、令和11年度に作成・取得した文書等は令和16年度まで保存するという理解でよろしいでしょうか。	協定書（案）の第11条をご確認ください。 （回答添付資料①）
2	募集要項	4	①施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務	『②大洲池公園利用者及び地域住民等からの苦情対応等の業務』とありますが、これまでの苦情を開示してください。	令和5年度の主な苦情・要望は以下のとおりです。 ・高木の枝が敷地内に伸びて落ち葉が酷いため、枝を切ってほしい ・大洲池の葦の穂が飛んでくるため刈ってほしい ・クヌギの根元にスズメバチが複数集まっている ・遊具の中に蜂の巣がある ・境界の側溝から水が溢れ敷地内に流れ込んでいる など
3	募集要項	5	(3) 施設、設備等の維持管理に関する業務	『指定管理期間中に利用料金収入や指定管理委託料を使用して更新または新規取得された備品の所有権は、県に帰属します。』とありますが、更新または新規取得時に、県に対する寄附手続きを行うとの理解でよろしいでしょうか。	寄附の手続きは不要です。協定書（案）の第4条の2をご確認ください。 （回答添付資料①）
4	募集要項	7	・決算書類	提出の求められている決算書類にキャッシュフロー計算書が挙げられていますが、作成義務のない団体で作成していない場合、貸借対照表及び損益計算書等で代用することは可能でしょうか。	協定書（案）の第33条をご確認ください。 （回答添付資料①）
5	募集要項	9	5. 業務の役割分担	『業務の役割分担』が示されていますが、リスク分担について分担表を開示してください。具体的には「法令・条例等の変更」「金利変動」「第三者賠償」「事業の中止・延期」「引継コスト」「物価変動」「維持補修等」「天災・感染症他不可抗力による事業中止等」「市場環境の変化」等についてお示しください。	協定書（案）の第42条をご確認ください。 （回答添付資料①）
6	募集要項	10	6. 管理に関する経費	指定期間の5年間における総額の委託料上限額が明記されていますが、昨今の物価の高騰に加え、国の施策に基づき毎年前年の上昇額を上回る額で上昇されている最低賃金については、管理上大きな影響を及ぼします。本募集に際しては、リスク分担が明確に示されていないように見受けられますが、物価や人件費等の高騰の影響が大きい場合、必要に応じて指定管理期間中に協議及び委託料の見直しを行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。	No5の回答をご確認ください。なお、人件費の高騰については、運営費の膨張に含まれます。
7	募集要項	12	1. 応募資格（1）	奈良県内に事務所を置くことを証する書面等は、募集要項13ページの「2. 提出書類」には挙げられていないように見受けられますが、提出の必要はありますか。必要な場合はどのような書面等が必要でしょうか。また、応募時点で奈良県内に事務所を置いておらず、協定書締結日までに事務所を置こうとしている場合は、どのような書面等が必要でしょうか。	別添様式⑤を修正しますので提出してください。 （新旧対照表（令和6年8月21日）No.3）

質問No.	資料名	ページ	項目名	質問事項	回答
8	募集要項	19		※4 に、グループで応募する場合の障害者雇用率の算出方法について、計算式右辺の分子部分「各構成員の雇用する障害者の合計」の算出方法は、厚生労働省の定める障害者雇用率の算出方法に準ずるものという認識でよろしいでしょうか。（週の所定労働時間が30時間以上の者を1人とカウント、20時間以上30時間未満の者は0.5人とカウント、20時間未満の者はカウントしない）	書類の提出に影響のないご質問のため、回答を差し控えてさせていただきます。
9	募集要項	21	3. 県の工事による影響	県の工事について、次期指定管理期間中に予定されている工事があれば、その工事内容及び工期を開示してください。	次期指定管理期間内で、次の工事を予定しています。 ①トイレの改修 ②授乳施設の設置 ③駐車場の拡張整備 ④老朽化した公園施設の更新・撤去 なお、工事内容の詳細、工事時期、工期等については未定です。
10	仕様書	6	(3) 混雑時期の園内駐車場・園路誘導	駐車場不足の現状において、県による駐車場拡張整備の予定はありますか。	No. 9の回答をご確認ください。
11	仕様書	7	(2) 体育館	『建築基準法第12条に規定された点検を実施すること。』とありますが、これは建築基準法第12条第1項に規定される特定建築物定期調査のことを指し、3年に1回の頻度の点検でよろしいでしょうか。前回の点検実施時期と点検結果について開示してください。	建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく定期点検を指します。点検の周期は、建築基準法第12条第2項の特定建築物については3年以内ごと（次回は令和9年度の予定）、建築基準法第12条第4項の特定建築設備については1年以内ごと（次回は令和7年度の予定）です。
12	仕様書	8	(12) 園地広場等	ドングリ池の場所を図面で示してください。	大淵池公園の施設名や広場名を図示した平面図をこの回答書の添付資料として示しますのでご確認ください。 (回答添付資料②)
13	仕様書	8	(13) マツ枯れ、ナラ枯れへの対策	現在、マツ枯れ、ナラ枯れの見られるエリアをそれぞれ図面で示してください。	樹林地内の広範囲で見られます。樹林地を示した図面をこの回答書の添付資料として示しますのでご確認ください。 (回答添付資料③)
14	仕様書	8	(13) マツ枯れ、ナラ枯れへの対策	枯れマツや、コナラ・クヌギなどのナラ枯れ被害木の伐採処理実績を開示してください。	令和5年度の伐採処理実績は、マツ枯れ10本、ナラ枯れ6本です。
15	水準書	1	(3) ボランティア活動団体の活動内容	花壇管理及び竹林の維持管理などの活動を行っているボランティア団体の団体名・活動内容・活動場所・活動日・活動頻度・現指定管理者からの支援内容等についてご教示ください。	以下のとおり2団体について回答します。活動場所について回答書の添付資料として示しますのでご確認ください。 (回答添付資料④) 団体名：竹やぶ整備ボランティア 活動内容：竹やぶの整備 活動日：4月は毎週土曜日、それ以外は第1・第3土曜日（7～9月は休止） 支援内容：名札支給と整備用具の貸し出し 団体名：FA奈良大淵グループ 活動内容：花壇の整備 活動日：第1・第3水曜日 支援内容：年間4万円の材料費の補助
16	水準書	4	3. 基本管理：維持管理水準一覧表	草刈りについて、『14,500㎡』及び『37,262㎡』の面積は、1回当たりの面積との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	水準書	4	3. 基本管理：維持管理水準一覧表	『14,500㎡』及び『37,262㎡』の面積について、図面で示してください。	No. 12の回答をご確認ください。

質問No.	資料名	ページ	項目名	質問事項	回答
18	水準書	5	4. 植栽管理：維持管理水準一覧表	樹木管理について、高木管理及び中低木管理の対象エリアを図面で示してください。また、樹木管理台帳（植栽平面図、樹木一覧表等）があれば開示してください。	対象エリアの図面はありません、現地でご確認ください。樹木管理台帳はありません。
19	様式		別添様式⑩ 発注実績報告書	『○対象期間：令和5年7月26日から令和6年7月25日まで』とありますが、契約期間がこれに該当しない場合（4/1～3/31等の年度契約）の記載方法等についてご教示ください。	発注日が対象期間内のものが対象になります。発注日が対象期間内であれば、契約履行中又は支払期限未到来のため支払が完了していないものも含まれます。「④の発注日」欄には対象期間内の年月日を記載してください。「⑤の支払日」欄について、契約履行中又は支払期限未到来により支払未済の場合は、その旨（「支払未済（契約履行中）」「支払未済（支払期限未到来）」など）を記載してください。 なお、別添様式⑩の対象期間を修正します。 （新旧対照表（令和6年8月21日）No.4）
20	その他（別添資料②）		敷地図・平面図	指定管理者による管理範囲について、詳細な図面において、赤枠等にてお示しください。特に隣地との境界を明確にお示しください。	大淵池公園の西地区と東地区の管理境界を明示した図面をこの回答書の添付資料として示しますのでご確認ください。 （回答添付資料⑤） ※池地区は、既に提示済み （別添資料② 池地区平面図）
21	その他（別添資料②）		敷地図・平面図	施設名や広場名等が明記された図面を開示ください。	No. 12の回答をご確認ください。
22	その他（別添資料③）		光熱水費の状況	電気・水道のそれぞれについて、料金のみが示されていますが、それぞれ令和2年度～令和5年度の使用量を開示ください。	使用量の一覧をこの回答書の添付資料として示しますのでご確認ください。 （回答添付資料⑥）
23	その他			現状、管理上の不備があり、施設の修繕・改修や危険木・支障木等の伐採・剪定の必要がある箇所については、指定管理期間開始前に、現指定管理者または貴県において、処置済みの状態にした上で引き継いでいただけるとの認識でよろしいでしょうか。	現在把握している要修繕箇所等については、可能な限り現指定管理期間内に対応する予定です。やむを得ず未対応のものについては、次期指定管理者において対応いただくこととなります。
24	募集要項	15	7. 参加意思表明書の提出	参加意思表明書の提出にあたり、（4）留意事項から「第4申請の手続き1（3）」に準ずるとあります。その確認がP13（3）複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。の④次の「2. 提出書類（3）～（5）」については、構成員それぞれについて提出すること。と記載があります。これについては、参加表明の際にも必要な書類でしょうか。それとも提案の提出の際に提出すればよいのでしょうか。	募集要項13ページ「2. 提出書類（3）～（5）」については、申請時に提出してください。参加意思表明時の提出は不要です。